

平成 28 年 11 月 30 日

「〈荘銀〉店頭表示金利×10 倍！定期預金」の取扱い開始について

株式会社荘内銀行（本店：山形県鶴岡市、頭取：上野 雅史）は、平成 28 年 12 月 1 日（木）から平成 29 年 1 月 31 日（火）まで、「〈荘銀〉店頭表示金利×10 倍！定期預金」の取扱いを開始いたします。

期間中、店頭で定期預金 1 年ものを 10 万円以上新規でお預け入れいただいたお客さまは、「店頭表示金利×10 倍」の金利を適用いたします。

くわしくは下記の概要をご参照ください。

記

商品概要

商 品 名	〈荘銀〉店頭表示金利×10 倍！定期預金
取 扱 期 間	平成 28 年 12 月 1 日（木）～平成 29 年 1 月 31 日（火）
取 扱 店 舗	山形県内店舗・秋田支店・東京支店
対 象 者	個人のお客さまで、新規お預け入れいただいた方
対 象 商 品	スーパー定期、スーパー定期 300、大口定期預金 ※ATM、荘銀ダイレクトでの取引は対象外になります。
預 入 期 間	1 年
預 入 金 額	10 万円以上 ※お預け入れは何口でも結構です。
適 用 金 利	店頭表示金利×10 倍 ※適用金利はお預入日の店頭表示金利の 10 倍となります。 ※自動継続でご利用いただいた場合、適用利率は初回満期日まで適用され、それ以降は自動継続時における店頭表示金利が適用になります。 ※中途解約の場合、当行所定の中途解約利率となります。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">● 他の金利上乘せサービスおよびキャンペーンとの併用はできません。● 金利情勢の大幅な変化があった場合、取扱いを中止または条件を変更することがあります。● 店頭に説明書をご用意しております。● この預金は預金保険の対象となります。（当行にお預け入れいただいている他の預金と合算し、元本 1 千万円までとその利息等が保護対象となります。）

以上

本件に関するお問い合わせ先 リテール推進グループ 横澤 TEL：023-626-9003